

愛知県畜産特別資金融通事業実施要領

第1 趣旨

- 1 畜産特別資金融通事業の実施については、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号。以下「畜特要綱」という。）別添1「畜産特別資金融通事業」及び畜産特別資金融通事業実施要領（平成25年2月27日付け24年発中畜第949号-2。以下「畜特要領」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。
- 2 この事業は、公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）が実施する畜特要領第1の畜産特別資金利子補給事業及び中央畜産会の委託を受けて公益社団法人愛知県畜産協会（以下「県畜産協会」という。）が実施する畜特要領第2の畜産特別資金等推進指導事業との有機的な連携のもとに実施するものとする。
- 3 この事業に係る資金（以下「本資金」という。）の融通にあたっての経営改善計画の作成については、県畜産協会、融資機関、県農林水産事務所（以下「事務所」という。）及び県農業水産局畜産課（以下「畜産課」という。）（以下「関係機関」という。）は、必要に応じて農家指導等を行うものとする。

第2 愛知県畜産特別資金審査会

畜特要綱別添1第2の3の(1)のウに規定される大家畜・養豚特別支援資金融通事業に係る経営改善計画及び融資機関支援計画並びに同第3の3の(1)のウに規定される酪農・肉用牛担い手緊急支援資金融通事業に係る担い手経営改善計画及び経営改善計画総括表が知事に提出されたときに開催する審査委員会については、次のとおりとする。

1 名称

審査委員会の名称は、愛知県畜産特別資金審査会（以下「審査会」という。）とする。

2 構成員

審査会は、次に掲げる組織のうちから愛知県農業水産局長（以下「局長」という。）が指名したものを構成組織とする。

- (1) 畜産課
- (2) 関係事務所
- (3) 県農業水産局農政部農業経営課
- (4) 関係融資機関
- (5) 県畜産協会
- (6) 株式会社日本政策金融公庫名古屋支店
- (7) 愛知県農業協同組合中央会
- (8) 愛知県信用農業協同組合連合会
- (9) 愛知県経済農業協同組合連合会
- (10) 愛知県農業信用基金協会
- (11) 愛知県酪農農業協同組合
- (12) 愛知県養豚農業協同組合
- (13) 一般社団法人愛知県配合飼料価格安定基金協会
- (14) 愛知県飼料工業会

(15) その他、局長が必要と認めた組織

第3 提出書類

審査会に要する書類のうち本資金の借入を希望する者（以下「借入希望者」という。）及び融資機関が提出する書類については、次のとおりとする。

1 借入希望者

借入希望者は、次の表に掲げる経営改善計画を作成し、融資機関に提出する。

資金の種類	作成様式
大家畜・養豚特別支援資金 大家畜経営の場合	畜特要綱別添1別紙様式第1号-1又は2
養豚経営の場合	〃 別紙様式第1号-3又は4
酪農・肉用牛担い手緊急支援資金	畜特要綱別添1別紙様式第3号-1又は2

2 融資機関

1により経営改善計画の提出を受けた融資機関は、別紙様式第1号により借入希望者の事業地を所管する事務所（名古屋市内にあっては畜産課。以下同じ。）に申請する。

なお、申請にあたっては、計画内容及び資金の融通を検討の上、次の表に掲げる融資機関支援計画又は経営改善計画総括表を作成し、併せて提出する。

資金の種類	作成様式
大家畜・養豚特別支援資金	畜特要綱別添1別紙様式第2号（融資機関支援計画）
酪農・肉用牛担い手緊急支援資金	畜特要綱別添1別紙様式第4号（経営改善計画総括表）

第4 経営改善計画に係る審査

1 第3の2により書類の提出を受けた事務所は、自ら調査して、又は、借入希望者の事業所が所在する市町村（以下「市町村」という。）に対して別紙様式第2号により照会して、別紙様式第2号の別紙「畜産特別資金に係る確認書」を作成する。

なお、借入希望者の飼養規模の確認については、事務所又は市町村の職員が現地にて行うものとする。

2 1により経営改善計画に不備がないことを認めた場合、事務所は別紙様式第3号により、その旨を畜産課に報告する。

なお、報告にあたっては、別紙様式第2号の別紙及び第3の2で融資機関から提出された書類を併せて提出する。

3 2の提出を受けた畜産課は、審査会の開催に係る事務を執り行う。

なお、審査会の会場は、原則、事務所の所在場所とする。

4 審査会は、経営改善計画（大家畜・養豚特別支援資金にあっては、融資機関支援計画を含む。以下同じ。）の内容を審査し、その妥当性を判断する。

第5 経営改善計画の承認

1 第4の4において経営改善計画が妥当であると認められた場合、畜産課は、次の表に掲げる資金融通事業計画書を作成し、これにより独立行政法人農畜産業振興機構に協議の上、経営改善計画の承認を行うものとする。

なお、酪農・肉用牛担い手緊急支援資金にあっては、借入希望者の経営における負債比率（総負債残高÷（過去3か年の平均売上高又は前年度売上高のいずれか高い額）×

100) が 200 パーセント未満である場合は、協議を要しない。

資金の種類	作成様式
大家畜・養豚特別支援資金	畜特要綱別添 1 別紙様式第 5 号
酪農・肉用牛担い手緊急支援資金	畜特要綱別添 1 別紙様式第 6 号

2 1 の承認を行った畜産課は、別紙様式第 4 - 1 号により借入希望者に、及び第 4 - 2 号により融資機関に対して、速やかにその旨を通知するものとする。

また、別紙様式第 4 - 3 号により事務所及び当該経営改善計画に係る審査会を構成する組織に対して通知するものとする。

第 6 融資機関の指定

畜特要綱別添 1 第 2 の 2 の (8) のア及び同第 3 の 2 の (7) のアにおける、知事が指定する銀行及び信用金庫等は、必要の都度、別に定めるものとする。

第 7 貸付の実施

1 第 5 により経営改善計画の承認を受けた場合において、融資機関は、本資金を貸付けることができるものとする。

なお、借入希望者に対して既に貸付けている資金の償還条件を緩和した上で貸付ける。

2 融資機関は、本資金を貸付けた場合は、遅延なく、中央畜産会に実行報告を行うものとする。

併せて、別紙様式第 5 号による通知を畜産課に提出するものとする。

3 畜産課は 2 の通知があったときは、別紙様式第 6 - 1 号により県畜産協会に、別紙様式第 6 - 2 号により事務所及び必要に応じてその他関係機関に対して通知するものとする。事務所は、必要に応じて畜産課からの通知に準じ、市町村に対してその旨を通知するものとする。

第 8 事業実績の報告

融資機関は、毎年度終了後遅延なく、貸付状況に係る報告を別紙様式第 7 号により畜産課に提出するものとする。

第 9 事務の統括

この事業に関する事務は、畜産課が統括する。

第 10 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、局長が別に定めるものとする。

附則

1 この実施要領は、令和 7 年 10 月 21 日から施行する。

2 この実施要領の制定に伴い、愛知県畜産特別資金等融通補助事業実施要領（平成 21 年 12 月 9 日付け 21 畜第 3401 号）は廃止する。ただし、廃止前に行われた貸付に関しては、従前の運用のままとする。